

岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク（以下「推進ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスと共生する「新たな日常」への対応が求められている中、医療、福祉、健康分野の関連団体と、県内モノづくり企業等との連携による課題の解決及び新たなビジネス機会の創出を目的とする。

(活動内容)

第3条 推進ネットワークは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報発信・情報共有
- (2) 普及啓発
- (3) 登録者間の連携の場づくり
- (4) その他、目的の達成に必要な事業

(組織)

第4条 推進ネットワークの事務局は、岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課に置く。また、岐阜県産業経済振興センター各務原支所は事務局と連携し、技術的な支援を行う。

(登録者)

第5条 推進ネットワークは、第2条の目的に賛同し、ヘルスケア産業を推進、あるいはヘルスケア産業に関心のある県内に事業所等を有する法人又は在住・在勤している個人で構成する。

- 2 推進ネットワークへの登録を希望する者は、事務局が指定する書面等を提出し、推進ネットワークのホームページに掲載された時点で登録者となる。
- 3 前項の登録料は無料とする。
- 4 推進ネットワークへの登録を希望する者が、次の各号に該当する場合は、事務局は登録を認めないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (2) その他推進ネットワークの運営に当たって重大な支障が生じる可能性があると思われる場合

- 5 登録者は、前項の申込事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申し出るものとする。
- 6 登録者は、書面等により事務局に届け出ることで退会することができる。
- 7 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1)本要綱に違反し又は推進ネットワークの信用を著しく害したとき
 - (2)登録者が解散又は営業を停止したとき
 - (3)第4項各号に違反したことが判明したとき
 - (4)その他推進ネットワークの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(情報の利用制限)

第6条 登録者は、推進ネットワークの取組を通じて入手したいかなる情報も、複製、販売、出版その他の私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。ただし、事務局の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進ネットワークの運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。